

# 幼児教育無償化の段階的取組について

# 1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：100億円(公費：214億円)

## 多子世帯の保育料負担軽減







**年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で







- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで







とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

年齢制限により第2子以降の  
負担軽減が限定的

年収約360万円未満相当世帯は  
第2子以降の  
負担軽減を完全実施

例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
(小3 ~ 小1) 第1子  小学校3年生	
(5歳) 第2子  保育料半額	第1子  保育料満額
(4歳)	
(3歳) 第3子  無償	第2子  保育料半額
(2歳)	第3子  無償
(1歳)	
(0歳)	

例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
(対象外)  小学校6年生 (第1子) 小4以上はカウントしない	(対象外)  小学校3年生 (第1子) 小1以上はカウントしない
(小3 ~ 小1)	
(5歳) 第1子の扱い  保育料満額 (第2子)	
(4歳)	
(3歳) 第2子の扱い  保育料半額 (第3子)	第1子の扱い  保育料満額 (第2子)
(2歳)	第2子の扱い  保育料半額 (第3子)
(1歳)	
(0歳)	

例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
第1子 	
(小1~)	第1子 
(5歳) 第2子  保育料半額	
(4歳)	
(3歳) 第3子  無償	第2子  保育料半額
(2歳)	第3子  無償
(1歳)	
(0歳)	

多子計算に係る年齢制限を撤廃

## 年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

### 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

#### 1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	15,100円(1,000円引き下げ) 7,550円(上記の半額)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)

#### 2・3号認定子どもについて

下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	27,000円(基準額表どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)

# 平成28年度当初予算(案) (幼児教育関係)の概要

# 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進（幼稚園就園奨励費補助）

平成27年度予算額	30,562百万円
平成28年度予算額（案）	32,272百万円

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進する。

平成28年度については、「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」（平成27年7月22日開催）で取りまとめられた方針等を踏まえ、

低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組を推進する。

【幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）】

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し国が所要経費の一部を補助する。

## 1. 多子世帯の保護者負担軽減

所要額 1.4 億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）世帯について、多子計算に係る年齢制限（小学校3年生を上限）を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。

**多子計算の年齢制限撤廃：**

**（現行）小学校3年生を上限に子供の数を計算。**

**→（改正）年収約360万円未満相当世帯に限り年齢制限を撤廃。**

【例：年収約360万円未満相当世帯の3人兄弟の場合】

（現行）	⇒	（改正）
14歳の長男 中学3年生 （カウント対象外）	⇒	第1子扱い （カウント対象）
5歳の長女 幼稚園年長組 第1子扱い	⇒	第2子扱い （保育料満額→保育料半額）
3歳の次男 幼稚園年少組 第2子扱い	⇒	第3子扱い （保育料半額→無償）



## 2. ひとり親世帯等の保護者負担軽減

所要額 3 億円

市町村民税所得割課税額77,100円以下（年収約360万円未満相当）の世帯のひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）の子供について、保護者負担額の軽減措置を実施。

階層区分	補助単価	現行		ひとり親世帯等	
		保護者負担額(月額)	補助単価	保護者負担額(月額)	
第Ⅱ階層 市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子	272,000円	3,000円	→ 308,000円	0円(無償化)
	第2子	290,000円	1,500円	→ 308,000円	0円(無償化)
第Ⅱ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円(無償)に引き下げ。					
第Ⅲ階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	115,200円	16,100円	→ 217,000円	7,550円
	第2子	211,000円	8,050円	→ 308,000円	0円(無償化)
第Ⅲ階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円(月額)に、第2子は0円(無償)に引き下げ。					

補助限度額は保育料の全国平均単価(308,000円)。他の階層の補助単価は前年同額。  
市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。  
就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

# 幼児教育の推進体制構築事業

平成28年度予算額(案)  
203百万円(新規)

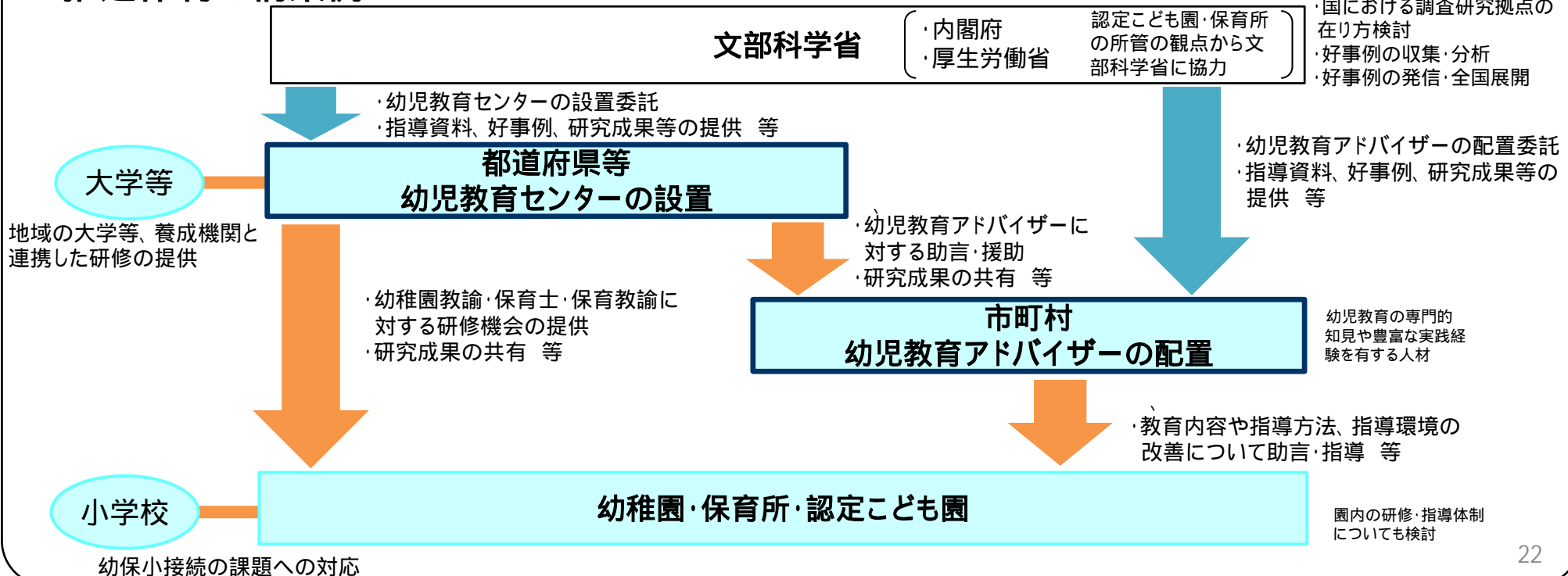
すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、**提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。**  
**幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実**を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「**幼児教育センター**」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して指導・助言等を行う「**幼児教育アドバイザー**」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、**地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。**

都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方  
都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方  
助言・指導を行う人材の育成方法

研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携  
市町村による域内の幼児教育施設への助言・指導の在り方  
幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等

## < 推進体制の構築例 >

【委託先】 都道府県、市町村等





## < 背景・目的 >

平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっており、現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる、幼児教育・保育の従事者に関する調査、幼保小接続に関する調査、幼児教育・保育の学習効果に関する調査が計画されている。

これらの事業への参加により、現在は収集されていない、全国規模かつ国際比較可能な、教職員の活動実態や子供の学習成果に関するデータなど、質の高い学校教育・保育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

## < 調査の概要 >

### 幼児教育・保育従事者調査(ECEC-Staff Survey) 2015-2019年

各国の教員政策の立案に資するため、教職員の保有資格、活動内容、勤務時間等を調査し、国際比較を行う。(いわゆる幼児教育版TALIS)

### 幼保小接続に関する調査(transition) 2015-2016年

各国の幼保小接続の取組を特に 教授法、教職員、成育環境に着目して分析し、円滑で質の高い接続のために必要な要素や方法を明らかにする。

### 幼児教育・保育学習効果調査(ECEC-Outcome Survey) 2015-2019年

質の高い幼児教育を実現するため、幼児教育・保育を通じて幼児にどのような力が身に付いているか、どのような力を身に付けることができるかを明らかにし、それらを測定する指標を開発し、国際比較調査を行う。(いわゆる幼児教育版PISA)

拠出金については、内閣府、厚生労働省と按分して負担

国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所が負担

Staff Surveyに係る拠出金等についてはOECD/TALIS(国際教員指導環境調査)事業経費に計上(25百万円)

# 認定こども園等への財政支援

平成28年度予算額（案） 5,136百万円（13,484百万円）  
〔平成28年度安心こども基金（平成28年度延長）約100億円〕

## 認定こども園施設整備交付金 3,003百万円

### 認定こども園整備

認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助  
（新增改築、大規模改修等）

- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分  
（いわゆる幼稚園部分）
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分



補助率：国1/2、市町村1/4、事業者1/4

年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

### 幼稚園耐震化整備

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎  
の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。

- （改築、増改築等）
- ・私立幼稚園の耐震化経費

補助率：国1/2、事業者1/2

既に認定こども園に移行した場合を含む。



## 教育支援体制整備事業費交付金 2,133百万円

### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、  
幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を  
取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

補助率：認定こども園の場合・・・国1/2、事業者1/2  
その他幼稚園・・・国1/3、事業者2/3



### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の  
教職員の合同研修等の実施費用等を支援。

補助率：国1/2、事業者1/2

都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。

補助率：国1/2、事業者1/2



# 平成28年度 私立幼稚園施設整備費補助の概要

前年度予算額 173百万円  
平成28年度予算額(案) 501百万円

## 事業の概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策工事に要する経費とともに、施設の新増改築、アスベスト対策工事やエコ改修等に要する経費の一部を補助する。

## 補助対象施設

学校法人立幼稚園等



## 対象の事業

1. 耐震補強工事  
(耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化)
  2. 新築・増築・改築事業  
(新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築)
  3. アスベスト等対策工事
  4. 屋外教育環境整備
  5. エコ改修事業
- 下線部分は耐震化等関係事業

## 補助率

- 【1 / 2 以内】
  - ・地震による倒壊等の危険性が高い  
(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事
- 【1 / 3 以内】
  - ・上記以外  
(非構造部材、新増改築事業、  
耐震補強工事、耐震改築工事、  
エコ改修等)